不利益処分の処分基準

処分の内容		工事中の特殊建築物等に係る使用禁止、使用制限命令
根拠法令及び条項		建築基準法第９０条の２第１項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
処分基準	関係条項	建築基準法第９条第２項から第９項及び第１１項から第１５項
	基準（未設定の場合はその理由）	未設定（個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため）
	参考事項	
	設定等年月日	年　月　日設定（　年　月　日最終変更）